

●日本学術会議の一部移転について

平成 29 年 8 月 17 日
日本学術会議第 250 回幹事会決定

日本学術会議の移転は、多極分散型国土形成促進法に基づく昭和 63 年の閣議決定（「国の行政機関等の移転について」（昭和 63 年 7 月 19 日閣議決定））において定められたものであり、内閣全体の意思として決定されたものである。一方で、日本学術会議は、科学に関する重要事項の審議等の職務を全うするため、関係省庁を含む関係者との緊密な連絡・調整や意見交換に適し、会員・連携会員の交通利便性に配慮するとともに、公開シンポジウム等の開催に適した環境を整える必要があることから、一部の機能については東京都 23 区内に残置することが適当である。

以上を踏まえ、日本学術会議の移転に当たっては、以下の方針に基づいて進めることとする。

1. 上記昭和 63 年の閣議決定を履行するため、平成 30 年度中に、日本学術会議の中
枢管理機能の一部を横浜市に移転する。
2. 具体的には、会長室及び事務局長室のほか、予算や人事、広報といった中枢管理機
能を担う事務局職員のうちの一部を移転する。
3. 移転に当たっては、会員・連携会員にとっての高い交通利便性を維持し、また、審
議に必要となる会議室、公開シンポジウムの会場等施設を十分に確保するなど、日本学
術会議の審議に係る機能が損なわれることがないよう留意することはもとより、日本
学術会議が審議機関として更に発展するように配慮すること。